六　第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「エクイティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

15　第六項の算式中$AddOn^{(Com)}$は、次に掲げるところに従い、算出する。

一　算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Com)}=\sum_{j}AddOn_{HS_j}^{(Com)}$$

$$AddOn_{HS_j}^{(Com)}=\left[(\rho_j^{(Com)}\times\sum_{k}AddOn\ (Type_k))^2+(1-(\rho_j^{(Com)})^2)\times\sum_{k}(AddOn\ (Type_k))^2\right]^{\frac{1}{2}}$$

$AddOn_{HS_j}^{(Com)}$は、ヘッジセット$j$に係るアドオンの額

$AddOn\ (Type_k)$は、ヘッジセット$j$においてコモディティ$k$を参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(Com)}$は、0.4

二　前号の算式中$AddOn\ (Type_k)$は、次の表の上欄に掲げるコモディティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

| コモディティ・デリバティブの区分 | 掛目（パーセント） |
|---|---|
| 第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ | 四十 |
| 第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ | 二十 |
| 第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ | 二百 |
| 第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ | 十八 |